解散公告（第三回）

当法人は、平成二十五年九月三十日定款で定めた解散事由の発生により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年十月二十三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十月二十五日

名古屋市守山区白沢町一六八番地

医療法人種田クリニック

清算人　種田　孝

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十五年九月十二日開催の臨時総会の決議により平成二十五年九月三十日付をもって解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十五年十月二十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十月二十五日

大分県国東市国東町富来浦一四四四番地

社団法人東国東郡歯科医師会

清算人　清末　徹治

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍青森県弘前市大字賀田一丁目一五番地一、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　五十嵐光夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年十月二十五日

青森県弘前市大字下白銀町一五番地の四三

中林裕雄法律事務所

相続財産管理人　弁護士　實籾　好弘

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍宮城県多賀城市大代一丁目三〇二番地一、最後の住所宮城県塩竈市越の浦二丁目三番一三号

被相続人　亡　本郷　武彦

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年十月二十五日

仙台市青葉区中央二丁目二番一号飯川洋一司法書士事務所

相続財産管理人　飯川　洋一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都北区堀船一丁目二六番、最後の住所東京都北区豊島六丁目三番二号豊島ハウス二〇三号

被相続人　亡　齋藤　朗

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年十月二十五日

秋田県仙北市田沢湖田沢字供養佛六番地二一

相続財産管理人　下總　芳則

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都日野市多摩平三丁目一番地一、最後の住所東京都八王子市清川町二一番地の五

被相続人　亡　根本　正

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

二〇一三年一〇月二五日

福島県いわき市平字堂根町四番地一戸部商事株式会社堂根町ビル二〇一ひろ法律事務所　相続財産管理人　弁護士　毛利　弘道

相続債権者受遺者への請求申出の催告

神奈川県川崎市川崎区京町二丁目二四番地、最後の住所茨城県水戸市備前町六番七三号

被相続人　亡　堀内　明

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年十月二十五日

茨城県水戸市赤塚一丁目三九三番地の一八、事務所茨城県水戸市大町三丁目一番二四号はばたきビル

相続財産管理人　弁護士　谷萩　陽一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍群馬県高崎市吉井町南陽台一丁目一九番地一、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　佐藤　晃

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年十月二十五日

群馬県安中市安中三丁目一二番三六号

相続財産管理人　三輪　覚源

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県野田市山崎一七二七番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　遠藤　いち

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年十月二十五日

事務所千葉県松戸市本町一八―四　ＮＢＦ松戸ビル五階　ときわ綜合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　川本　雄弥

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県山武市松尾町松尾三〇番地、最後の住所千葉県山武市松尾町松尾三〇番地二

被相続人　亡　山田　一夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年十月二十五日

事務所千葉市中央区中央四丁目一〇番一〇号濱田ビル一階しんせん千葉中央司法書士事務所

相続財産管理人　司法書士　沖　邦彦

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍新潟県妙高市大字関川二七七番地、最後の住所横浜市港北区大倉山六丁目一六番二号

被相続人　亡　髙橋　一巳

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年十月二十五日

横浜市中区日本大通一八番地ＫＲＣビル九階

相続財産管理人　弁護士　保良　公晃

第27期決算公告

平成25年10月25日

東京都台東区浅草橋３丁目20番16号

株式会社西沢書店

代表取締役　西澤　彰敏

貸借対照表の要旨（平成25年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	190,855
	固定資産	55,798
	合計	246,653
負純資債及産の部び	流動負債	114,287
	固定負債	186,989
	株主資本	△54,623
	資本金	10,000
	利益剰余金	△64,623
	その他利益剰余金	△64,623
	（うち当期純利益）	(1,450)
	合計	246,653

第６期決算公告

平成25年10月25日

札幌市西区八軒１条西１丁目３番地15号

株式会社ほくおうサービス

代表取締役　鈴木　裕一

貸借対照表の要旨

（平成25年７月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	390,255
	固定資産	1,769,140
	繰延資産	9,187
	合計	2,168,582
負純資債及産の部び	流動負債	135,085
	固定負債	1,609,131
	株主資本	424,365
	資本金	35,000
	利益剰余金	389,365
	その他利益剰余金	389,365
	（うち当期純利益）	(76,423)
	合計	2,168,582

第70期決算公告

平成25年10月25日

長野県飯田市鼎切石4293

喜久水酒造株式会社

代表取締役　濱島　光男

貸借対照表の要旨（平成25年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	1,192,234
	固定資産	683,568
	合計	1,875,803
負純資債及産の部び	流動負債	282,910
	固定負債	323,289
	株主資本	1,269,602
	資本金	73,000
	利益剰余金	1,220,595
	利益準備金	20,000
	その他利益剰余金	1,200,595
	（うち当期純利益）	(45,510)
	自己株式	△23,992
	合計	1,875,803